様式第５（第８条から第12条まで関係） 第１表 ［略］ （注）１．該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。 ２．　［略］	**様式第５**（第８条から第12条まで関係） 第１表 ［略］ （注）１．該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ）。 ２．　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（ガス事業託送供給収支計算規則の一部改正）

第五条　ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定ガス導管事業者への準用） **第十条**　第二条から第六条まで及び第八条第一項から第三項までの規定は、特定ガス導管事業者に準用する。この場合において、第二条中「一般ガス導管事業の業務」とあるのは「特定ガス導管事業の業務」と、第二条、第三条、第四条及び第六条中「託送供給等関連業務」とあるのは「託送供給関連業務」と、第二条及び第八条中「法第五十三条」とあるのは「法第七十九条」と、第五条中「法第四十八条第一項ただし書」とあるのは「法第七十六条第一項ただし書」と、「法第四十九条第一項」とあるのは「法第七十七条第一項」と、第六条中「第十五条第四項の表第十一号」とあるのは「第十五条第四項の表第十七号」と読み替えるものとする。	（特定ガス導管事業者への準用） **第十条**　第二条から第六条まで及び第八条第一項から第三項までの規定は、特定ガス導管事業者に準用するこの場合において、第二条中「一般ガス導管事業の業務」とあるのは「特定ガス導管事業の業務」と、第二条、第三条、第四条及び第六条中「託送供給等関連業務」とあるのは「託送供給関連業務」と、第二条及び第八条中「法第五十三条」とあるのは「法第七十九条」と、第五条中「法第四十八条第一項ただし書」とあるのは「法第七十六条第一項ただし書」と、「法第四十九条第一項」とあるのは「法第七十七条第一項」と、第六条中「第十五条第四項の表第十一号」とあるのは「第十五条第四項の表第十七号」と読み替えるものとする。
別表第３（第５条関係） 超過利潤額等の算定方法 １．　［略］ ２．　［略］ ⑴　前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表した直近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送料金算定規則第14条第１項（託送料金算定規則第20条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設定した料金（特定ガス導管事業者にあっては、託送料金算定規則第37条第１項の規定により設定した料金。以下同じ。）又は法第49条第１項の規定により届け出た料金（特定ガス導管事業者にあっては、法第77条第１項の規定により届け出た料金）（以下「改定後料金」という。）を実施する場合は、零とすること。 ⑵　［略］ ⑶　一定水準額は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の実情に応じて、次に掲げる額のうちいずれかの額とすること。また、①ロ又は②ロに掲げる額を適用する場合には、備考欄に託送資産の期首期末平均額若しくは期央残高並びに事業報酬率（託送供給約款の料金又は法第49条第１項の規定により届け出た料金（特定ガス導管事業者にあっては、法第77条第１項の規定により届け出た料金）を設定した際に算定した事業報酬率をいい、以下単に「事業報酬率」という。）を記載すること。なお、当該水準額の算定については、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。 ①・②　［略］ ⑷　［略］	**別表第３**（第５条関係） 超過利潤額等の算定方法 １．　［略］ ２．　［略］ ⑴　前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表した直近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送供給約款の料金又は法第49条第１項の規定により届け出た料金（特定ガス導管事業者にあっては、法第77条第１項の規定により届け出た料金。）（以下「改定後料金」という。）を実施する場合は、零とすること。 ⑵　［略］ ⑶　一定水準額は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の実情に応じて、次に掲げる額のうちいずれかの額とすること。また、①ロ又は②ロに掲げる額を適用する場合には、備考欄に託送資産の期首期末平均額若しくは期央残高並びに事業報酬率（改定後料金を設定した際に算定した事業報酬率をいい、以下単に「事業報酬率」という。）を記載すること。なお、当該水準額の算定については、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。 ①・②　［略］ ⑷　［略］